

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：令和元年9月6日（令和元年（行情）諮問第237号）

答申日：令和元年12月10日（令和元年度（行情）答申第361号）

事件名：教科における芸術の評価基準，定義（特定課分）の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「教科における芸術の評価基準，定義（社会教育課（博物館法）分）」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成30年10月5日付け29受文科生第1050号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は，「教科における芸術の判断基準，定義（社会教育課（博物館法）分）」（本件対象文書）である。

本件対象文書につき，文書不存在を理由として不開示とした（原処分）ところ，審査請求人から，原処分の取消しを求める旨の審査請求がなされたところである。

2 本件対象文書の不存在について

本件対象文書について，諮問庁においては，その有無について慎重に調査を行った結果，当該文書を保有・作成していないことが確認されたため，原処分を行ったものである。

なお，諮問に当たり，念のため執務室及び書庫等を改めて探索したが，本件開示請求に該当する文書は確認できなかった。

3 原処分にあたっての考え方について

以上のことから、原処分は妥当であり、審査請求人の主張は根拠がないものであるため、認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年9月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年11月22日 審議
- ④ 同年12月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、開示請求に係る行政文書を管理しているとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

文部科学省の社会教育課においては、開示請求当時、博物館法を所管していたが、芸術の評価・定義等は行っておらず、本件対象文書を作成・取得していない。

また、諮問に当たり、念のため執務室及び書庫等を改めて探索したが、該当する文書の存在は確認できなかった。

- (2) 以下、検討する。

本件対象文書について、該当する文書を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然・不合理な点は見当たらず、また、これを覆すに足りる事情も認められないことから、文部科学省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司